

禁錮は廃止すべきか

所一彦

序

第一章 総説

第一節 禁錮に関する予備的事項

第二節 禁錮廃止論の根拠

第二章 自由刑の単一化と刑罰の個別化

第一節 総説

第二節 裁判上の個別化方法としての刑の種別

第三章 名誉拘禁と政治犯

第一節 近代的名誉拘禁の政治的性格

第二節 わが禁錮と政治犯

第三節 現代の名誉拘禁

結語

序

禁錮を廃止せよという声は、かなり早くから挙げられていた。その先駆と見るべきものは、旧刑法下における、

小河滋次郎博士の「刑名簡約」⁽¹⁾である。周知のように、旧刑法は、フランス刑法に倣つて、自由刑を重罪・軽罪・

違警罪で別異し、更に重罪のそれを国事犯と非国事犯で分ち、その各々を二段階に分割する一方、軽罪の自由刑を更に定役の有無で分つという煩瑣を犯していた。小河博士の刑名簡約は、直接にはかかる煩瑣主義に対する反対だつたとも見られなくはないのであるが、明治一八年に至り、刑法改正案が旧刑法の煩雑な種別を廃し、ほぼ現行法に近い刑罰体系を整えたとき、博士は、「百尺竿頭尙ほ一歩を進めて懲役禁錮の区別を廃して之を单一の自由刑即ち禁錮刑の一種に簡約するに至らしめんことを希望」⁽²⁾されたのであつた（博士の所謂「禁錮刑」は、定役に服する自由刑を念頭に置いたもので、実質は禁錮廃止論である）。小河博士の行刑界における巨大な地歩を考えるなら、禁錮は、云わば、生れる前から片親に嫌われていたと言つて過言ではない。現刑法成立後も、博士は精力的に禁錮廃止を唱えつけられた。⁽³⁾

小河博士の後行刑界に大きな影響を及ぼされた正木亮博士も、また強力に禁錮廃止を唱えられた。⁽⁴⁾これと前後して、木村博士が「確信犯人の問題」⁽⁵⁾を書かれ、確信犯人には特別の処遇が必要であるけれども、そういうものとしては禁錮は役立たないのみならず反つて障礙となると論ぜられ、また、津久井作司氏が、正木博士の主張を補強すべく、実証的な研究を提出された。⁽⁶⁾正木博士は、刑法改正仮案の調査委員会でも、禁錮廃止を主張された。⁽⁷⁾起草委員会では牧野博士がこの主張を代弁された。⁽⁸⁾しかし、刑法改正の鋼領が禁錮を存置することを前提としたものであつたため、この主張は、比較的簡単に斥けられた。⁽⁹⁾

禁錮廃止論が優勢になつたのは、戦後である。最近では、比較的中間的な色彩の刑法学者が多く廃止論を表明しており、また、先頃改正草案を発表した刑法改正準備会においても、同会のどちらかと言えば旧派的な傾きにも拘らず、禁錮廃止論の方が多かつたと伝えられている。⁽¹⁰⁾準備会は、これを「刑の根本観念に触れる問題」と考え、「後日さらに議論をして最後的に決定しようという含み」⁽¹¹⁾でひとまず据え置いた。準備草案が未定稿とされた

理由は、主としてこの点にあると云われる。⁽¹⁷⁾

かくして禁錮廃止論は、約六〇年に亘る苦闘の末、遂に押しも押されぬ地位を築きあげたのであるが、しかも抵抗は依然として強い。準備草案を主題とした三五年秋の刑法学会は、始め報告希望者がなかつたためこの問題を省いたが、プログラム進行中緊急動議によつてこれを討論に附した。そして、滝川・木村両博士、市川・平野両教授が廃止論、小野博士、斎藤・団藤・宮内の三教授が存置論を述べられた。こうした問題の重要性にも拘らず、最近あまり立入つた研究が見られない。就中存置論者がその理由を明らかにしないため、議論が空転している氣味がある。本稿は、このような状況の中で、ともかくも一つの資料を提供しようとするものである。

- (1) 監獄学・明治二七年、九一頁以下。
- (2) 獄事談・明治三四年、五五五頁。
- (3) 監獄法講義・明治四五年、一一頁。
- (4) 禁錮形と勤労教育、刑政四三卷一二号。
- (5) 刑事政策の諸問題・昭和三四年・五版、一六五頁以下所収。
- (6) 二五五頁。
- (7) 二五七頁。
- (8) 行刑上より見たる禁錮刑の価値、刑政四四卷三号。
- (9) 刑法並びに監獄法改正調査委員会議事速記録・法務資料別冊二三号、九六、九七頁。
- (10) 刑法改正起草委員会議事日誌、第六八回。
- (11) 総領第一三参照。
- (12) 速記録一〇二頁。
- (13) 江家・刑法(総論)・昭和二七年、二二一頁。植松・刑法概論Ⅰ・昭和三二年、三二一頁。安平・改正刑法総論・昭和三一年、二四九頁。
- (14) 改正刑法準備草案、はしがき。
- (15) 同右
- (16) 法律のひろば・一三巻五号、五頁・八木検事の発言。

第一章 総 説

第一節 禁錮に関する予備的事項

禁錮は、現行法上、懲役・拘留と並ぶ自由刑の一種である。懲役と等しく「監獄ニ拘置」（刑法三）されるが監獄法上は、懲役囚が懲役監に拘禁されるに対し、禁錮囚は禁錮監に拘禁され（監獄法二条一項二号）両者は、「分界」（同三條二項）される。また、懲役は「定役ニ服ス」（刑法二）が、禁錮は定役に服さない。ただし、「禁錮囚作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其撰ズルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得」（監獄法二六條）。

禁錮は、定役のない自由刑である点で拘留に似るが、懲役・禁錮が、「原則一月以上一五年以下」または無期（刑法一二條一項）、であるのに対し、拘留は、「一日以上三十日未満」（同六條）であり、「実質的に見れば、行政犯に対する自由刑であつて、この点、懲役・禁錮と異なる」とも云われ、そこまで、断言されない場合でも、暗黙に異質のものと觀念されることが多く、事実公務員の欠格事由の一つが「禁錮以上の刑」（国家公務員法三八條二号）であるなど、附隨的な効果において、懲役・禁錮とは大きな差がある。従つて、禁錮の廃止が論ぜられる場合にも、懲役との対比だけが念頭に置かれることがあるのであるが、全く理由がないわけではない。本稿も、主としては、ひとまず懲役との対比において禁錮の問題を考える。

再犯加重は、「懲役ニ処セラレタル者……更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ処スヘキトキ」に為され（刑法五）、禁錮には関係がない。軽重の比較で云うと、勿論懲役の方が重いわけであるが、「無期禁錮ト有期懲役トハ禁錮ヲ以テ重

シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ超ユルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス」(一〇)。一方、監獄法施行規則は、接見・信書発送の度数制限を、懲役囚よりも禁錮囚に甘くし、禁錮囚については一五日に一回一通、懲役囚については一月に一回一通、(一二三、^{二九})としている。しかし、懲役囚は、行刑累進処遇令の適用を受ける(同^二)ので、「第三級ノ受刑者ハ毎月二回二通第二級ノ受刑者ハ毎週一回一通……第一級ノ受刑者ハ隨時」接見し、信書を発送することができる(六三)。一級ニ二級の懲役囚は、逆に禁錮よりも有利になるわけである。また、施行規則では、禁錮囚には、「処遇上特ニ必要アル」場合、「別ニ定ムル衣類ヲ着セシムルコトヲ得」(九一)るのであるが、一級の懲役囚には、累進処遇令により、無条件で、「特ニ定ムル衣類ヲ着用セシムルコトヲ得」(六九)。施行規則には、右のほか禁錮囚の特典と見るべきものが見当らないが、上級の懲役囚が累進処遇令によつて与えられる特典は、右以外にもかなり見られる。その中で、特に施行規則を明文で変更するものを挙げると(三四条。^{四五}条^{四六}条^{参考}施行規則)、一級の検身及居房捜査免除、一級の交談許可(三五条。^規三六条)などである。

講学上、懲役が破廉恥犯に対する刑であるに対し、禁錮は非破廉恥犯に対する刑であると説かれ、刑法典では次の各罪に定められている。すなわち、(1)内乱(^{第二}章)(2)私戦の予備陰謀(^{九三}条)(3)中立命令違背(^{九四}条)(4)公務執行妨害・職務強要(^{九五}条)(5)騒擾(^{第八}章)(6)業務上・重過失失火(^{一二七}条)(7)業務上過失往来危険(^{一二九}条^{二項})(8)医師の虚偽私文書作成(^{一六}条)(9)礼拝所不敬・説教妨害(^{一八}条)(10)公務員の職権濫用・暴行陵虐(^{一九三}条^五条)(11)自殺関与(^{二〇}条)(12)業務上・重過失致死傷(^{二一}条)(13)名誉毀損(^{二三}条)(14)信書隠匿(^{二六}条)。このうち、(4)(5)(9)(10)(11)(13)(14)は、懲役との選択であり、所謂並行刑(peine parallèle)となつてゐる。

特別法では、破壊活動防止法、外国人登録法、出入国管理令、公職選挙法などが主なものであるが、そのうち、前二者の禁錮は、すべて懲役との選択で規定され、これに対し、公職選挙法には、単独(罰金を除き)に禁

錮を規定する罪が相当数ある。

こうして法定された禁錮が実際にどれだけ用いられているかを司法統計⁽³⁾によつて見ると次の如くである。三二一年では、刑法犯で懲役を云渡されたもの八四一七二名に対し、禁錮を云渡されたものは九六六名で、約八一対一。禁錮の執行猶予は七六四名、約七九パーセントで、懲役の執行猶予率約四五パーセントよりかなり高い。罪名別に見ると、過失致死傷（業務上及び重）が殆んどで、九四九名、九八・二パーセントを占める。次が、失火（業務上及び重）の一一名、一・三パーセントで、計九九・五パーセントに達する。懲役と選択的に法定されながら禁錮を科された例は、公務執行妨害（一項）の二名だけで、これも三六八という懲役数に比しての話であるから、問題にならない程小さい。しかし、三二一年までの統計では、もう少し多く禁錮が選択されており、二七・三二年の六年間合計では、職務強要（二項）⁽⁴⁾九名（懲役三三）、職權濫用（一九三）一七名（懲役三九）、名譽毀損四名（懲役二八）、自殺関与七名（懲役二四一）などである。特別法では、禁錮総数三四のうち、選挙違反が二〇（懲役四〇九）を占め、出入国管理令違反が三（懲役七二七）、外人登録法違反が一（懲役二四六）となつてゐる。しかし、これも、前年迄に比べると、禁錮の実数・比率共に激減しており、裁判官の考へが一齊に變るわけもないから、或は検察側の求刑方針に変更があつたのではないかと思われる。特に、職務強要・職權濫用において、三二年のみ、禁錮が断然懲役を凌いでいる（職務強要では、禁錮九に懲役二、職權濫用では、禁錮九に懲役零）事実は、こうした疑いを深める。

在監者数⁽⁴⁾で見ると、三三年末現在五七名となつてゐる。二九年末には二三名であつたのだから、倍以上の増加であり、交通事情の悪化に伴つて尙相当数増加することが予想されるわけであるが、全禁錮囚が一箇所に収容されるというわけではなく、むしろ甚だしい分散度を示しており、三三年末現在では、一刑務所に四名というのが最も集中している例で、それが二所、一名のところが約半数、残りが二名と三名である。管区全体を合わせても

極く少數にしかならぬ」といふもあるが、東京管区の様に、116名もの禁錮囚を擁しながら、これを111の刑務所に分散してしまつたのである。

- (1) 井上・刑法学総則・昭和二六年、二七五頁。尙、安平・前掲、二四八頁参照。
- (2) 「並行刑の制度は、裁判官に、行為者を決定づけた動機の性質を顧慮することを許さんとするのである。彼は、加辱的な刑と名譽ある刑との二つのカテゴリーから選択する。(Donnedieu de Vabre, *Traité de droit criminel*, 3^e éd., 1947, p. 434)。
- (3) 同法統計年報刑事編による。
- (4) 行刑統計年報による。

第二節 禁錮廃止論の根拠

禁錮廃止の論拠は、いくつかある。

I 行刑の実際上、懲役・禁錮はほとんど異なるといふがなくなつてしまつといふのが一つの理由である。差異のなくなる理由は二つある。第一は、禁錮囚の数が少いため、特別の施設を設けることが必要で、セーヴィー⁽¹⁾一房を禁錮囚の居室と定める位が関の山であり、従つてまた、管理も自然懲役囚のそれに類化するといふ。第二は、禁錮囚の殆んどが無聊に苦しんで作業を請願する⁽²⁾ことである。

しかし、今日正面切つてこれを理由とするものは少く。それはおそらく、第一に、刑名もまた無意義ではないと考えられるからであり、第二に、自分の意思で就労するのと、強制的に就労させられるとの差異が理解されて来たからであろう。のみならず、果して待遇を別異することが不可能であるかは疑問である。行刑累進処遇令による限りでは、四級の懲役囚と一級の懲役囚の待遇は、かなり差がある。勿論、一級懲役囚の特典には、危険性が少くなつてゐるといふ、相当数の同僚が居る⁽³⁾を前提としたものもあるが、「花卉又ハ書画ノ備付」(七二)の

ように、そういうことは無関係のものも多い。この種の特典を、禁錮囚には無条件で与えるという区別の仕方も考えられるであろう。また、禁錮囚が無聊に苦しんで作業を願い出ると云うのも、読書等の制限を緩和することによつて、何程か救われるのではないかと考えられる。⁽³⁾勿論、こうした改革には、監獄法以下の行刑法規を改正する必要があるかも知れないが、だからと言つて禁錮を廃止せよとは云えない。

(二) 禁錮囚の方が、実際には不利益だというもの。⁽⁴⁾これは、第一に、累進処遇令が適用されないこと、第二に、禁錮囚の数が少いのに彼等を懲役囚から「分界」しなければならないところから、自然、独居を強いられ、また、請願によつて作業に就いた場合にも、共同動作ができないため、手工的な座業しか許されず、その他集団を必要とする諸活動から閉め出される結果になることによる。

しかし、こうした不利益も、監獄法以下の行刑法規を改正することによって免れることができるから、刑法典上禁錮という制度を廃止しなければならない必然的な理由とはならない。勿論、累進処遇令の不適用は、禁錮を教育刑の専外に置く限り、それ自体としては正しいと言わなければならぬが、さればと言つて、禁錮囚の待遇を、上級の懲役囚よりも劣つたものにしなければならないものであるが、それは、まさしく禁錮囚の特典なのであって、それによつて彼が苦しむならば、その場合には、分界しないものとすることも可能である。⁽⁵⁾現在すでに、これらの法規を無視して、禁錮囚を懲役囚と一緒に扱つているところもあると聞く。法規に触れない範囲ででも、例えば分散している禁錮囚を管区毎に集めれば、禁錮囚なるが故に独居に附されなければならないというのは、むしろ例外的となる。

いずれにせよ、行刑政策上、禁錮囚は、刑法典が予想したほど優遇されて来なかつたというのは、事実のよう

である。それがもし、禁錮は無意味な刑だという先入見のために、敢てその処遇を真剣に考えなかつたことによるものだとすれば、禁錮囚に対する処遇を、もう一度考え方直す余地があることにならう。行刑政策の観点から禁錮廃止を唱えることは、それからでも遅くはないと思われる。

(三) 定役の有無を破廉恥・非破廉恥と対応させるのは、労働蔑視の思想であり、労働は神聖であるとする今日の思想に似わないというもの。禁錮廃止を是とする者の大部分は、ここに一つの根拠を求めている。⁽⁷⁾しかし、にも拘らずそこには若干の無反省が認められる。西欧諸国では、この種の問題について、労働蔑視の思想がどうのこうのということは、あまり云われていない。あるいは、労働蔑視というのは、わが国に特殊的な事情なのではあるまい。西欧においては、労働を神聖視する思想は、わが国と異り、かなり古くから発達して来ている。その中で、わが国の禁錮に類似した定役のない自由刑が発達して来ているのであるから、一概に禁錮を以つて労働蔑視の思想と結びつくものとするのは、些か軽率のように思われるるのである。

勿論、定役の有無を以つて破廉恥・非破廉恥に結びつける以上、労働に関連して何らか耻辱を象徴するものが存在することにはなる。しかし、労働そのものは耻辱を象徴せずに、強制労働が耻辱を象徴するということもあり得る。拘禁は、一つの自由剥奪である。強制労働は、もう一つの自由剥奪である。第二の自由を剥奪されることは、明らかに特典であつていいし、ひいては、名誉の象徴となり得るであろう。西欧諸国で労働蔑視といふ言い方がやかましくないのは、右の様な考え方をしているからではないかと思われる。曰く、「労働は、われわれすべての者にとって利益であり必要であるが、選択なき労働の義務は、依然として刑の加重である」。

労働そのものと強制労働との区別がつかないのはこれまた日本の特殊事情だと云つては、皮肉になるであろう。憲法が「すべて国民は勤労の権利を有し義務を負う」^(二七条)と定めていることから労働の神聖を説き、そして禁錮

囚に定役がないのを託つ者がある。⁽⁹⁾しかし、その同じ憲法が、「犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない」（⁽¹⁰⁾条八）として強制労働を禁止しているのである。労働が自由になり、強制労働が犯罪者の処罰の場合に限定されたとき、近代市民社会が確立した。労働は神聖である。しかも強制労働は恥辱である。それが今日の思想でなければならない。

四 禁錮は、労働による教育という行刑の根本思想に矛盾するというもの。⁽¹⁰⁾この反対は重大である。今日行刑が教育的に組織されねばならないということは、所謂新派の学者だけではなく、旧派に属すると目される学者によつても承認されている。⁽¹¹⁾従つて、行刑における教育が労働を中心とするものとすれば、受刑者は、労働を課せられ得るものでなければならぬ。⁽¹²⁾勿論、場合によつては、労働を課すことが教育上反つて不適当なこともあります。しかし、それはもはや法律や裁判で定めるべきことではなく、行刑上の個別化として行刑の過程で定められるべきことである。⁽¹³⁾

二つの反論があり得る。第一に、労働を強制されるか否かは、基本的人権に関する重大事項である。従つてそれは、可能な限り、裁判によつて定められなければならない。もし、裁判の段階で労働が教育的効果を持たないということが判るなら、受刑者は、労働を強制されない権利を残さるべきである。現に、今日禁錮受刑者の大部分を占めている交通事故責任者達は、労働によつて将来事故を起きなくなるなどとは考えられないではないか。勿論、非破廉恥犯に対応するものとされている今日の禁錮は、何程か編成され直さなければならないであろう。しかし、第一に考えられなければならないのは、まさしく右のような「再編成」であつて、廃止ではない、と。それは、裁判上の刑罰個別化と、行刑上の刑罰個別化との葛藤という問題である。第二章で、この問題に若干触れることになろう。

第一に、ある範疇の犯罪者は、そもそも教育の対象にならないというものである。ラートブルツフの確信犯人論は、かかる主張を最も鮮明に示すものであるが、これについては、第三章第一節が触れるであろう。

(五) 論理上、破廉恥非破廉恥という区別をする理由がないというもの。植松教授によれば、「いやしくも犯罪とされているものに対し、『恥ずべからざる犯罪』とか『名譽ある犯罪』とかを区別し、それによつて刑罰を二、三にする」とは、そこに思想的矛盾を含む⁽¹⁵⁾と。とすれば、「犯情輕重の斟酌は、刑の量定に委ねるを以て足り、刑種の区別を設ける必要はない」⁽¹⁶⁾。これまた重大な反対である。これこそ禁錮という刑種を設けた立法者の本来的な意図に、真正面から対立する思想であると云わなくてはならない。第三章は、こうした対立にも介入する。

- (1) 小河・獄事談、五五五、六頁。
- (2) 同五五六、七頁。
- (3) 斎藤瀬・獄中の記・昭和一五年、一八一、二頁。「暇あれど読む書あらず、読む書のありて暇なき人よ代らな」という歌がある。
- (4) 正木・前掲、一七頁。
- (5) 一八頁。
- (6) 行刑累進処置令三一条、「第一級ノ受刑者ハ之ヲ特別ノ場所に収容スルコトヲ得」。
- (7) 小河・獄事談、五五七頁。正木・前掲、七頁。江家・前掲、一一一頁。植松・前掲、三一一頁。安平・前掲、二四九頁。前田・刑事学原論・昭和二九年、二四一頁。
- (8) Le Congrès Pénitentiaire International de Stockholm, Tom. I., p. 169.
- (9) 綿引ほか二名・監獄法概論・昭和三〇年、四五頁。橋本・憲法と刑法、法律時報三五年七月号臨時増刊、一一頁。尙、憲法のこの規定から禁錮囚も定役の義務ある故懲役囚との間に差がなくなると考えて禁錮廃止の論拠とする者もある（木村・新刑法読本・全訂、三三一五頁）が、憲法は、国民に強制労働を課したわけではないから、問題にならない（所・禁錮の合憲性・ジュリスト一九六〇年一〇月号臨時増刊、一六〇頁）。
- (10) 正木・前掲、七頁。小河・獄事談、五五八、九頁。
- (11) 団藤・刑法綱要・昭和三二年、四四四頁。

(12) 木村・刑務作業の教育的任務（刑事政策の基礎理論・昭和一七年所収）、二九四頁。
(13) 木村・諸問題、二五七頁。

(14) 津久井・前掲、五二頁。

(15) 前掲、三二一頁。正木・前掲、一〇〇一二頁も同様の考え方を述べる。

(16) 津久井・前掲、五三頁。

第二章 自由刑の单一化と刑罰の個別化

第一節 総 説

禁錮廃止論は、周知のように、自由刑の单一化（單一刑、單一自由刑）という別名を持つてゐるわけであるが、それは、単なる別名に止まらず、あたかも一種の大義名分であるかのような響きを持つて我々にせまつて来る。それは、第一に、禁錮廃止の主張を、より抽象的な言葉で言い換えることに成功したからであり、第二に、このようないくつかの抽象的な平面において意味されるところの自由刑の单一化が、国際的な風潮であるからである。

しかし、第一の点に関して云えば、自由刑の单一化という以上は、拘留もまたその視野に入つて来なければならない。ところが、拘留も一緒に单一化してしまふか、ということになると、禁錮廃止の強力な声が、俄然萎縮してしまうのである。それは、一つには、拘留は廃止するとしても、短期自由刑の廃止という別個の問題に属するところと考えられるからであるが、もう一つには、拘留が極く短期であることから、第一に、技術的に定役を科すことが困難であり、第二に、作業を願い出なければならぬ必要が禁錮よりも少く、第三に、労働が必ずしも教育的効果を發揮し得ない、などが考えられるからであろう。この種の考慮は、禁錮廃止論の掲げる理由中の若干

のものが、必ずしも無条件に適用するものではなく、むしろ一定の条件を必要とするものであることを示す。併わば、禁錮廃止論は、单一刑論と称することによって、結果的には、むしろ、自己の条件的な性質を暴露するゝことになる。のみならず、もし、拘留は別だと云う際に、それが主として行政犯就中警察犯を狙つた刑だからといふ理由を用ひるとすれば、そりでは当然行為の性質が重視されてゐるのであり、従つて、禁錮廃止を云う際にも、行為の性質を頭から無視するゝとはできなくなる。

第1の点に關して云えども、国際的な風潮としての自由刑の单一化は、必ずしもわが禁錮のような制度を主たる敵として來たわけではない。主な狙いは、むしろ、定役ある自由刑の間での種別、例えども、フランスで云うと、travaux forcés（強制労働）、réclusion（重懲役）、emprisonnement（輕懲役）、マイシド⁽⁴⁾、Zuchthaus（重懲役）、Gefängnis（輕懲役）の種別なのであつて、徒役の無ら、Déportation（流刑）、Déstitution（収容）（⁽⁵⁾）、Festungshaft（城塞禁錮）（独）の類については、云々かんがへば⁽⁶⁾、云々かんがへば⁽⁶⁾、これは名譽拘禁（custodia honesta）の問題であるとして別個に考えられる傾向がある。ハリドウまた、禁錮廃止論は、自由刑の单一化と称すゆるべども、シカガの利得もしなゞど⁽⁴⁾のが、逆に反省を迫られるのである。

（所一彦）——その古典的な形態においては——完全に満たしたものだつたのである。すなわち、一八七八年のストックホルムにおける国際刑務会議は、自由刑の单一化を決議しながら、「重大性を欠く犯罪または行為者の墮落を示さない犯罪のための下級または特殊の刑を留保」したのであつた。一般報告者のトニソン（ベルギー）は、始め留保のない提案をしたのであるが、論議の過程で、彼の念頭にあるのは、フランスやベルギーの例で云うと、強制労働、重懲役、輕懲役の区別の如きものであつたが明らかとなり、やしたる抵抗もなく、先の留保が附加され禁錮は廢止すべき

たのである。「重大性を欠く犯罪……のための下級……の刑」というのは、おそらくわが拘留に該るものと思われるが、充分な説明がない。「行為者の墮落を示さない犯罪……のための……特殊の刑」というのがほぼわが禁錮に該る所謂名譽拘禁で多くの代表が其の特殊性を強調している⁽⁷⁾。それは、一口に言つて、「矯正の必要がないから、懲治制度 (système pénitentiaire) の下に置く必要がない」⁽⁸⁾と云ふものであつた。

一九五一年、国際刑法および刑務委員会が、ふたたび自由刑の单一化を決議したが、そこには、もはや「こうした留保は無い。しかし、そのことは、必ずしも、名譽拘禁が完全に排撃されたい」とを意味しない。何故なら、一八七八年と一九五一年とでは、单一化といふとの意味自体が大きく変つてゐるからである。

一八七八年の決議の残りを見よう。「……懲治制度の如何にかかわらず、期間と釈放後に生ずる附隨的な効果とのほかには何等の差異もないよう、できるかぎり自由剝奪刑を法律上同一化することが望ましい」。一八七八年と云えば、ロムアローブの「犯罪人論」が出た翌々年である。刑法理論は、まだ古典派の全盛時代であつた。しかし、行刑改革は、既にかなりの進展を見せており、ベンシルヴァニア制かオーバーン制などの論議が華々しく展開されていた⁽⁹⁾。行刑の内側にあつては、やり方に問題はあつたにもせよ、ともかく改善思想が支配的だつたのである。ところが刑法典の方は、例えはフランスの例で云うと、強制労働は、「最も苛烈な (pénible) 労働に従事し、労働の性質が許すかぎり足に鉄球を附されまたは鎖で珠数つなめにされる」⁽¹⁰⁾であり、重懲役は、「労働に従事し、その産物の一部は彼の収入となる」⁽¹¹⁾のであり、軽懲役は、「施設で行われている労働を、その選択によつてする」⁽¹²⁾のである。軽懲役は、「施設で行われている労働を、その手段に用いられていた。自由刑のこのよくな種別が、進展する行刑改革の行手に立ちはだかるものとして考へられたことは察するに難くなく、行刑改革の推進者を中心とした国際監獄会議が自由刑の单一化を決議したこと

は、充分うなづけるところであつた。

しかし、この時期には、まだ刑罰個別化の思想が進んでおらず、囚人は、分隔されはしたけれども、決して正しい意味で分類されはしなかつた。犯罪者の個性に従つて異つた処遇をするという思想が発達したのは、一九世紀末からであり⁽¹¹⁾、ストックホルム会議の時期には、まだ、最善の制度は、それが例えはオーバーン制であるにせよ、ペンシルヴァニア制であるにせよ（「懲治制度の如何に拘らず」！）、あらゆる囚人にとつて最善なのである。「立法者は、囚人の改善を促すに最も適切だと信ずる制度を、あらゆる囚人に適用せねばならない」⁽¹²⁾。あらゆる囚人は、従つて、同一の扱いを受くべきはずである。刑の種別は、まさしくこの意味で廃止されねばならないのであつた。だから、もし名譽拘禁を温存するとすれば、是非共明文で留保する必要があつたのである。

ところが一九五一年の委員会決議においては、事情が若干違う。同決議に曰く、「犯罪の性質と重さとのみに基いた差異を解消し、刑罰個別化の要求に即応する新しい区別をもつてこれに代えることが望ましい」。ここでは、名譽拘禁を残すとしても、必ずしも留保を附す必要がない。なぜなら、名譽拘禁は、「刑罰個別化の要求に即応する新しい区別」の中に、云わば発展的解消を遂げるやも知れないからである。後述ラートブルッフの主張にかかるところの所謂確信犯人に対する名譽拘禁の問題を深く掘り下げられた木村博士は、「一箇の社会学的な類型としての確信犯人」⁽¹³⁾を抽出され、刑罰個別化の要求に従つて、「例えば男女・少年・成年・精神病者・常習犯人等の区別に特殊な処遇が為さるべきと同じように、確信犯人に対しても適當なる処遇が為さるべきである」とされた。そうすると、そこでは、問題は、むしろかかる「新しい区別」を後述ラートブルッフ草案などのように裁判上の種別として組織するか、木村博士の示唆⁽¹⁴⁾のように刑罰上の分類として組織するかということになる。委員会決議は、概して行刑上の個別化が優れていると判断した。曰く「自由剝奪刑の種別を維持する国においても、刑法典

上に置かれる刑種の数が減少するのみならず、行刑当局に与えられている大きな裁量権によって、法律に規定された執行方法に関する刑種間の差異が縮小する傾向が見られる、ことを考慮し、また、単一刑を採用している国においては、この刑の執行方法を、新しい囚人分類に従つて区別する極めて鮮明な傾向が存在する、ことを考慮し、また、これらの制度においても、伝統的な区別は、法律上の事実上も、刑罰を犯罪者の個性に適合させる必要に一步を譲つてしまふことを考慮してある。しかし、それは一般論である。裁判上の個別化が必要である場合もなんらわけではない。それはいつらの場合であるか。いつした観点から、以下若干の論述を試みる。但し、あらかじめ断つておくが、名譽拘禁は、「刑罰個別化の要求に即応する新しい区別」の中に発展的解消を遂げ得る側面ばかりを有するわけではない。解消し得ないで残る側面については、第三章で論じなければならない。

- (1) 木村・刑法草案総則の批判的考察・法律時報臨時増刊、六六頁。橋本・前掲、一一頁。吉川・法律時報臨時増刊、四四五頁。拘留も統合すべきだと明記あるのが、正木・法律時報臨時増刊、一四三頁。安平・前掲、一〇九頁。
- (2) 橋本・前掲、一一頁。
- (3) 江家・前掲、一一一頁。
- (4) 最終著「公法」 Gilliéron, Peines Différenciées ou Peine Unique, Schw. Z. f. Str., Jahrg. 69, 1954, p. 501.
- (5) Le Congrès Pénitentiaire International de Stockholm, p. 561.
- (6) p. 150.
- (7) ベルハッセ Ploos van Amstel, p. 145~6; ヤタロー Pessina, p. 149. 155.
- (8) p. 562.
- (9) 牧野・刑事学の新思潮と新刑法、六三頁参照。
- (10) 一九世紀中葉における減輕事由の拡大は、行為者の主觀面を問うものではあつたが、近代派の主張する如く行為者による個別化ではなく、依然としてに主觀的であった。
- (11) カルマの L'individualisation de la peine の初版は一八九八年。
- (12) Congrès, p. 153.

- (13) 木村・諸問題、二五四頁。
 (14) 二五五頁。
 (15) 二五七頁。

第二節 裁判上の個別化方法としての刑の種別

刑罰の個別化とは、刑罰を犯罪者の個性に適合させることを意味し、刑法理論上は、所謂近代派の提言の主たる内容を為す。個別化は、法律上の個別化、裁判上の個別化、行刑上の個別化の三つに分れるが、このうち法律上の個別化は、「概括的に (à forfait) 前以つて (par avance)」為されるもので、個体を知ることなく為され、所詮範疇的でしかあり得ないから真の個別化たり得ず⁽¹⁾、裁判上または行刑上の個別化を指導または拘束する役割を果すに止まる。従つて、刑罰個別化は、法律によつて指導または拘束されつつ裁判または行刑の過程で行われるものと考へてよい。

ところで裁判所は、行刑当局に比し、一般に、犯人の個性を知る上においては、不利な地位に置かれている。だから、「法律上の個別化が裁判上の個別化となり、それが更に行刑上の個別化となることに依つて、刑罰の個別主義が徹底する」⁽⁴⁾。しかし一方、人権の保障という点では、一般に、裁判所が有利に立つ。従つて、刑罰個別化が人権に影響するところ大である場合には、個別化は、できるだけ、裁判上行われねばならない。今日刑罰個別化の要請から来るものとして不定期刑がかしましく提唱されながら容易に一般化しないのは、基本的には、刑期の決定が、人権に影響するところ甚だ大だからである。⁽⁵⁾ 宣告猶予や執行猶予、或はまた自由刑か罰金かの問題になると、もつと人権に触れるところが大きいから、容易に裁判所の手を離れようとしない。これに比して、監獄の中でどういう待遇を受けるかという問題は、行刑改良の進んだ今日、どちらかと云えば、小さな比重しか持ち得

ない。従つて、個別化の結果、獄内での待遇に何らかの差等が生じるとしても、それだけでは、そのような個別化は裁判で行われねばならないという要求は、さほど強くは出て来ない。ここでは、犯人の個性を知ることに関する行刑当局の便宜が、裁判によつて守らるべき人権の尊さを凌駕し易い。刑の種別は否定され、囚人の分類が賞揚される。刑罰の個別化が自由刑の単一化を要求するという一見パラドックシカルな現象は、このようにして理解できるのである。

しかし、刑の種別が、裁判上の個別化方法として用いられる場合もないわけではない。二つの例を挙げよう。一つは、一九三三年ドイツ刑法一部改正による二〇条aの重懲役、もう一つは、一九四八年イギリス刑事裁判法の予防拘禁である。いずれも常習累犯者に対する特別の措置として、曲りなりにも犯罪者の個性に着目したものであり、その限り、刑罰個別化の要請に即応したものと見ることができるものである。それらは、何故行刑上の分類では間に合わなかつたのであるうか。

(一) ドイツ。重懲役 (Zuchthaus) は、本来、重罪という犯罪の種類に対応する自由刑であり、同じく軽罪という犯罪の種類に対応するところの自由刑である軽懲役 (Gefängnis) に対立する(一)。期間は、重懲役が一年から無期まで(一四条一項)、軽懲役は一日から五年まで(一六条)であるから、一年から五年までは並行する。ただ、随伴する資格喪失の点で異なる(三二条)ほか、執行上、軽懲役が「その能力と身分に応わしい方法で」作業をさせられる(二項)のに対し、重懲役は施設の便宜に従う(一五条)。また、前者は、同意なくしては構外作業に服させられない(二項)のに、後者には、その制限が無い。これらの差別は、一八七一年刑法典制定以来全然改正を蒙つていないが、行刑の実際においては、第一次大戦後甚だしく接近し、ナチスに至つて再び離れたといふ。⁽⁶⁾

重罪軽罪の別は、一八一三年バイエルン刑法典、一八五一年プロシア刑法典を経由して、一八一〇年フランス

刑法典に由来するもので、思想的には一八世紀の自然法思想に淵源する。⁽⁷⁾すなわち、重罪は、人間の自然権を侵犯する罪、軽罪は、社会契約に基く権利を侵犯する罪であつた。⁽⁸⁾自然法から法実証主義への転換と共に、右の相違は意味を失い、重罪と軽罪の区別は、単に技術的な意味を有するに過ぎないものとなり、批判も高まつたのであるが、統一ドイツ刑法典は、敢てこの区別を採用した。爾來この区別は、ドイツの民族意識に馴染み、累次の刑法改正草案でも終に姿を消すことがなかつた。重懲役・軽懲役の別は、こうした重罪・軽罪の別に伴われて来たものであつた。その間、勿論自由刑を单一化せよという声が聞かれなかつたわけではあるが、ドイツでは、肝心の近代派において、その偉大な領袖であつたリストが、重懲役廃止論に与せず、反つてこれを常習累犯者に用うべきことを提唱したのであつた。リストは一九〇〇年のベルリンにおける法曹会で講演し、犯罪者を改善可能者と改善不能者とに分けて、前者には教育的処遇、後者に対しても社会防衛を加えるべきものとする考え方⁽¹¹⁾から、職業犯罪者に五年以上の重懲役を科すという提案⁽¹²⁾をしたのである。この思想は、その後リープマン等の反対を受けながらも、累次の刑法改正草案の中で、若干厳格な要件のもとに、危険な常習累犯者については重懲役を云渡すという規定となつてあらわれ⁽¹³⁾、ナチ政権下の一九三三年、二〇条aとなつて実定化された。第二次大戦後も、この思想は基本的に維持され、一九五六年案の理由書は、重懲役の一つの適用対象として、「社会一般に対して特に危険な或る種の行為者類型」を予想する。

重懲役の右のような使用は、しかし、重懲役・軽懲役の別が、重罪・軽罪という犯罪の種別に対応することを本則とするかぎり、好むと好まざるとにかかわらず、重罪という犯罪の種類にまつわる道義的な評価を、常習累犯者という犯罪者の類型にも蔽いかぶせる結果にならざるを得ない。

既に一八七一年当時、法実証主義が強かつたとは云え、重罪・軽罪の別から完全に実質的な相違がなくなつてい

たわけではない。その端的なあらわれは、110条である。同条は、法定刑が重懲役と城塞禁錮を選択させているときには行為が破廉恥な (ehrlos) 情操に起因すると認められる場合にのみ重懲役を選択し得るものとした規定であるが、軽懲役との選択の場合について何等の基準も示さなかつたのは、重懲役と破廉恥の間に特に密接な関係を認めたからだと解される。このような意識は、一三一年案・一九年案では、一層はつきりして来る。すなわち両案は、重懲役とその他の自由刑との間の選択では、破廉恥犯についてのみ重懲役を許し、監置 (Einschließung, 城塞禁錮の改称) とその他の自由刑との選択では、非破廉恥犯についてのみ禁錮を許す (一三年案の一一二一条、一九年案の一〇七条)。破廉恥の観念は、監置・軽懲役・重懲役の順で強くなつて行くのである。重懲役にまつわる破廉恥の観念は、おそらく今日も続いているのであるに違いない。重懲役が特に甚しい汚名 (Stigma) を伴うというのも、重罪＝重懲役にからみ付いた破廉恥の観念の為せるわざであろう。

常習累犯者に重懲役を科すという案は、従つて、最初の提案者の意図⁽¹⁶⁾はどうであつたにせよ、結局常習累犯者に破廉恥という道義的評価を下そうとするものであつたと見なければならない。それは、おそらく応報思想によつてのみ基礎づけられ得るものと考えられるのであるが、実に、一九三三年の実定法化は、ナチスの主觀主義的応報刑論を背景としたものなのであつた。換言すれば、常習累犯者という行為者類型に、破廉恥という道義的評価を結びつけ、これによつて応報を強化しようとする意図が、かかる行為者類型に対し、重懲役という刑の種類を該てはめさせたのである。

事態は、一九五六年の草案においても、基本的には變つていないうに見受けられる。すなわち草案理由書によれば、「重懲役刑は、再社会化思想と特別予防よりも贖罪思想と一般予防に優位を認めることが弁明され得るような行為者に限定されなければならない」⁽¹⁷⁾のであるが、このような行為者の範疇に入るものとして、「重くはあつ

てもまだ最も重いものではない所為（例えば、窃盜、詐欺）を頑固な法敵視の態度から犯すもの」⁽¹⁸⁾が算入されるのである。

いふした事態にも拘らず、尙そこに眞の意味で刑罰個別化の名を冠し得るかは、若干問題である。しかし、刑罰個別化の意図が、場合によつては、道義的評価とからみ合つて、刑の種類という形で現実化するといふ示唆を、右ドイツの例は与えてゐると言えよう。

II イギリス。予防拘禁（preventive detention）は、ドイツの重懲役のように、重罪という犯罪の種類に対応したものではなく、もつばら常習累犯者という行為者の類型に用いられるものである。勿論、犯罪の種類に対応する自由刑の種類が全くイギリスに無かつたわけではない。imprisonment（禁錮と訳しておく）のはかに penal servitude（徒刑）といふ自由刑が一九四八年まで存在した。徒刑は、一八五三年流刑（transportation）に代りて登場したものである。流刑は、一六八五年の法律により死刑に代えて言渡すことができるようにになつたもので、一八世紀末葉に始まる死刑の減少に際して大きな役割を果した。⁽¹⁹⁾ 元来コモンロードは、重罪（felony）は、軽窃盜（petty larceny）を除いてすべて死刑といふことになつており、禁錮は軽罪（misdemeanor）に対する自由刑であつたから、徒刑はおむね重罪と結びついた。徒刑執行のためには、流刑前の囚人を収容する施設であつた既決監獄（Convict Prison）が用いられ、禁錮のためには、地方監獄（Local Prison）が用いられた。既決監獄では木のベッドが用いられ、厳正独居が行われるなど、徒刑を威嚇力のあるものにするため様々の方法が採られた。しかし、一八九八年の監獄法は、既決監獄と地方監獄とを同一の庁の下に置き、地方監獄の巡視委員会に似た独立の巡視官を置くなにして既決監獄の苛烈さを緩和することに努めた。一方徒刑の言渡数も減少し、既決監獄は次々と閉鎖された。⁽²⁰⁾ 徒刑は、その後右監獄法の精神に即して次第に禁錮と変るといふがなくなり、一九四八年の刑事裁判⁽²¹⁾

法は、終にこの状態を承認して徒刑を廃したのであつた。同時に、禁錮のなかにあつた種別も廃止された。

徒刑の退場と予防拘禁の登場は、在來の行為主義的な自由刑の種別が退場し、代つて行為者主義的なそれが登場したこと意味する。しかし、なぜ行為者主義的な刑の種別が、「刑の種別」すなわち裁判上の個別化方法として現われねばならなかつたのか。

予防拘禁の歴史は、一九〇八年の犯罪予防法に遡る。同法は、徒刑を科された常習累犯者に対して、五年乃至一〇年の予防拘禁を附加し得るとしたものであつた。それは、応報のためではなく、隔離のためであり、従つて、執行方法は、緩やかであるべきであつた。⁽²⁴⁾ この思想は、前記ほぼ同時代のドイツにおけるリストの提案と比べ、所謂重疊主義（併科主義）の形態を探つた点で異なるわけであるが、実質的にも、リストの提案が、重い種類の刑を選んだ上に長期間拘禁することを考えたに対し、この方は、緩和した執行方法で長期間拘禁することを考えただけ実際的なものであつた。しかし、こうした考え方も、間もなく誤りであることが判つた。すなわち、行刑改革の進展と共に、自由刑、特に徒刑の執行方法が緩和されるや、徒刑の段階と予防拘禁の段階との間に実質的な差が無くなつてしまい、予防拘禁の附加は、二重处罚 (double punishment) として意識されるようになつて来る。⁽²⁵⁾ そのため予防拘禁の言渡は甚だしく減少するに至つた。一九〇八年の予防拘禁が失敗だつたといふのは、此の点が一つであるとされ、⁽²⁶⁾ そこで一九四八年の予防拘禁は、代当（代科）的に科されることになつた。しかし、何故禁錮が棄てられて予防拘禁が残つたのか。何故その反対ではなかつたのか。答は簡単である。禁錮によつては常習累犯者に対して必要な長期間の拘禁を正当化できないのに、予防拘禁によればそれが可能だからである。すなわち予防拘禁は、「相当の期間 (for a substantial time) 拘禁して置く必要があると認められる」とき⁽²⁷⁾ に加えられる処分なのである。

イギリスでは、大陸のように、法制上刑罰と保安処分との間に明瞭な差別をしないのであるが、実質的に見て予防拘禁には多分に保安処分的な性格がある。予防拘禁は、「応報の手段ではなく予防の手段である」。⁽²⁸⁾ 禁錮は、予防の手段ではなく応報の手段である。禁錮によつては、応報の要求するところを超えて拘禁するということができない。予防拘禁によれば、それが可能なのである。

禁錮とは別に予防拘禁という刑種を設けねばならなかつたのは、こうして、幾分保安処分的な性格に彩られた自由刑が必要だつたからだと考えられる。⁽²⁹⁾ それは、裏返して云えば、刑罰的な性格——応報性——の濃淡による種別である。⁽³⁰⁾

予防拘禁は保安処分であつて刑罰ではないという考え方から、单一「刑」や「刑罰」個別化の問題とは関係がないとする批判もあるかと思われるが、それは、問題の本質に触れていない。本質的なのは、常習累犯者が禁錮ではなく予防拘禁を言渡されるという事実である。後者を刑ではないと考えること自体は差支えないが、だからといってこれを刑罰個別化の問題から切り離すわけにはいかない。刑罰の個別化は、単に所謂刑罰の内側だけの問題ではなく、所謂保安処分をも含めて、犯罪者に対する措置の全体において考えられなければならない性質のものである。犯罪者の個性に従つて、一方には応報的色彩の濃い措置、他方にはかかる色彩の薄い措置が加えらるべきものとした場合、そのいずれになるかということは、人権に触れるところ決して小さくない。だからその決定は裁判でなされなければならないのだ、というのがイギリスの予防拘禁だと考えられるのである。或いは一元主義二元主義の問題と混同していると批難があるかも知れないが、わたくしは、一元主義二元主義の問題も、右のような思考によつて解決すべきものと考えている。応報的色彩の濃い措置と薄い措置とがあることはむしろ既定の事実であり、問題はむしろ、刑罰個別化と人権保障の双方の要求を最大限に満たすためには、これらの措置をどのように組織すべきかということにある。これについては、しかし、稿を改めねばならない。

裁判上の個別化方法としての刑の種別は、こうして、いずれの場合にも、応報観念と密接に関連していると考えなければならない。ただ、ドイツの場合は、常習累犯者に対しても、応報を云わば強化しようとするに対し、

イギリスの場合は、むしろ応報から遠ざけようとする。この差異がどうか来るかを、以下で明らかにする」とはできない。ただ確かなのは、いずれにせよ常習累犯者は甚だしい不利益を蒙るところである。常習累犯者に対する特別の措置が裁判上の個別化として現われなければならなかつたのは、根本的には、この甚だしい不利益の故である。その不利が、単に刑期の长短だけにかかるものであるならば、「刑の種別」の問題は、確かに出来る余地がない。しかし、刑期の长短は、本来犯罪の大小に対応する。犯罪の大小以外のモメンツは刑期の长短とは対応しない。ドイツは、破廉恥を象徴しようとして重懲役を用いた。イギリスは、刑種を変えることによって刑期の延長を可能にした。刑罰個別化は、かくして、云わば応報概念のプリズムを通して屈折する。そして、その結果、行刑に向つていた進路を、裁判へと向け変えられるのである。

「刑罰個別化の要求に即応する新しい区別」の一つとして、例えば木村博士の所謂「一箇の社会学的な類型としての確信犯人」に対する「特殊な待遇」が考えられ、今日の禁錮がその中に発展的な解消を遂げる、という事態を想定した場合、それが非破廉恥その他の道義的評価と結びつく可能性は非常に強い。そうなれば、こうした「新しい区別」も、おそらく決して行刑当局の手には蘇ねられないだろう。何故なら、こうした道義的評価を受けるか否かは、獄内における待遇の良否そのものを遥かに超えて、おそらく刑務所に入るか否かに充分匹敵して、人権に触れるといふ大きさからである。

- (1) 牧野・前掲、二二九頁。
- (2) Salleille, *L'individualisation de la peine*, 3^e éd., 1927, p. 201; 但、Vouin et Léauté, *Droit pénal et criminologie*, 1956, p. 143.
- (3) 今田行刑やがた法律せやれども人の心は注意せよ。
- (4) 牧野・前掲、一九三頁。
- (5) 木村博士も、絶対不定期刑は承認せねども（日本刑法学会・保安処分の研究・昭和二〇年、二二二二～四頁）。

- (6) Heintz, Empfiehlt sich die Dreiteilung der Straftaten auch für ein neues Strafgesetzbuch? (Materialien zur Strafrechtsreform, 1. Band, 1954) S. 60.
- (7) S. 55.
- (8) Kohlrausch-Lange, Strafgesetzbuch, 41. Aufl. § 1, III., 1.
- (9) Maurach, Deutsches Strafrecht, allg. Teil, Aufl., 1958, S. 117.
- (10) Kohlrausch-Lange, a.a.O.
- (11) ZStW., Bd. 21, S. 122.
- (12) S. 140.
- (13) 一九〇九年案のハ九条一一年案の一一一歳。一九年案の一一〇歳。一一五歳、一一七歳の七七歳。一一〇歳の七八歳。
- (14) 沢懲金作証 (叫縛田出監法研究会編著) 一一一歳。
- (15) Heintz, a.a.O., S. 65; 一二年懲罰田舎・監、一一五歳。
- (16) ハベヌゼ、澤懲の発案だとも譲れども、(Liszt, ZStW., Bd. 21, S. 138 f.)
- (17) 評、一一一歳。
- (18) 一一一歳。
- (19) Radzinowicz, A History of English Criminal Law, Vol. 1, 1948, p. 160.
- (20) Kenny, Outlines of Criminal Law, 17th ed., 1958, p. 110.
- (21) Ruggles-Breis, The English Prison System, 1925, p. 44.
- (22) p. 46~47.
- (23) Fox, The English Prison and Borstal Systems, 1952, p. 4.
- (24) p. 298.
- (25) p. 304~5.
- (26) p. 301.
- (27) Criminal Justice Act. 1948, § 21.
- (28) Fox, ibid., p. 315.
- (29) ハボラスの禁錮には假釋放がな。併対禁錮には、やがて離ぬふた。ハボラス拘禁の存在理由は想わぬのであるが、それ自体、併対禁錮の保释放分的な性格を取る。禁錮囚が處罰的出直すのが、其赦 (remission) である。彼等には、保護觀察が附かない。保護觀察

察の必要なじめ、やなわち、「刑期満」前に釈放される場合には「一定の監禁期間が必要」(Criminal Justice Act. § 21) ふれども、予防拘禁におわねる。

(30) 一九四八年刑事裁判法は、禁錮と予防拘禁の中間に、矯正訓練 (corrective training) を置いた。厳密には、これにも触れなければならぬのであるが、簡明のため、ひとくわゆる予防拘禁だけを探り上げた。

第11章 名誉拘禁と政治犯

第一節 近代的名誉拘禁の政治的性格

一八七八年の国際刑務会議は、前記のように、「行為者の墮落を止める犯罪のための特殊の刑」すなわち所謂名誉拘禁を、自由刑単一化の視野の外に置いた。その理由は、同会議によれば、「矯正の必要がない」というものであつたが、何故「矯正の必要がない」かは、説明されていない。おそらくこれは、一九世紀の政治思想によりて一部説明されるものである。

すなわち、ほぼフランス革命を境として、政治犯に対する刑が峻厳主義から寛容主義へと転化するのであるが、この寛容主義の一つのあらわれとして、政治犯に対する名誉拘禁が登場する。

一八一〇年のフランス刑法典は、流刑 (déportation) や追放 (bannissement) を擁し、これを主として國家の安全 (la sûreté de l'Etat) に対する罪の章下で用いた。ゆいふむ、これが果して政治犯に対する恩典だったのかどうかは若干疑わしい。なぜなら、この種の罪は、ほとんどが死刑に処せられたのであって、辛うじて死刑を免れた極く僅かの罪が、流刑または追放の対象であったのだからである。それは、何よりもまず、国内に置いては危険である人物を、国外に追いやつて厄介扱 (débarasser) あるいは田的としたものであつたと見られる。寛容

主義が明瞭な形態をとつたのは、一八二〇年代におけるギゾーの主張においてであり、それが実定化され始めたのは、ギゾーが閣僚の椅子を占めた七月王政の下においてであつた。すなわち、一八三一年の法律は、流刑と追放の間に禁獄 (*détention*) を設け、政治犯中の若干のものについて、刑を緩和する手段とした。しかし、ギゾー自身はその後反動化し、労働者暴動に徹底的な弾圧を加えたりした。彼は、一八四〇年には内閣の首班となつたが、先の主張を完遂しようとはせず、その仕事は、皮肉にも、彼の政権を倒した二月革命のものとなつた。すなわち、一八四八年の憲法は、政治犯について死刑を廃止し、これに呼応して、一八五〇年の法律は、閉禁流刑 (*déportation dans une enceinte fortifiée*) を創出し、これを以つて死刑に代えた。⁽³⁾ これにおいて、フランスの刑罰体系は、重罪事件に関し、通常の犯罪に対しても、死刑・無期強制労働・有期強制労働・重懲役が科され、政治犯に対しては、閉禁流刑・単純流刑・禁獄・追放が科されるなど、⁽⁴⁾ 形で、通常犯の刑と政治犯の刑 (*peine politique*) が対立するものとなつたのである。

右のフランスにおける政治犯の特別処遇が、同国に度重つた政変と関連したものであつたことは疑いない。⁽⁵⁾しかし、政変の頻発だけでは必ずしも寛容主義が生まれないことは、歴史に従して明らかである。むしろ、このようないくつかの政変にも拘らず、興隆期にあつた市民社会は、ふれやかも動かさないところがなかつたのだという事実を想起せねばならない。「完全なる政治的支配権を掌握した市民社会は、もはやその権力の根抵を擣がす集団的な衝頭の政治犯人に脅かされる事がなくなつた」。端的に云えれば、この時期は、社会——市民社会——が政治から独立した時期であつた。従つて、時の政権に対する反抗は、必ずしも社会に対する反抗ではなくなつた。政治犯は、まさしくこの時期において、「社会を根抵から覆すものではなくして、單に現に存立せるといろの秩序に対するこれを変更せんとするもの」となつたのである。市民社会にとつては、もはや、政権がどちらに転ぼうと、本質的な問

題ではない。これが政治犯に対する寛容主義をもたらした根本条件である。

同時に、右のような市民社会の確立を背景として、デモクラシーの政治思想が甚だしく高揚したのがこの時期である。デモクラシーは、政治権力の相対性を根底的な意識として有する。政権の座にあるものは、その対立者に對して絶対的な権威を主張し得ない。デモクラシーにあつては、常に、政府の方が間違つていてその反対者が正しいのであるかも知れない。反対者は、だから、絶対的に正しくないものとして扱われてはならない。だから、第一に、取返しのつかない死刑は避けなければならないし、第二に、罰するとしても丁重に扱わねばならない。この第二の要求が、「政治的犯罪へ導くところの動機が殆んど常に私利私慾を離れたもの」であるという事実と相俟つて、政治犯に対する名誉拘禁の制度を生み出したと考えられるのである。

政治犯に対する名誉拘禁の問題は、ドイツでも採り上げられた。⁽⁸⁾しかし、政治的にも社会的にも立ち遅れていったドイツでは、それはもつと妥協的な形を執つて現実化した。すなわち、「直接には政治犯といふ方面からではなくして、寧ろ一般に尊敬すべき動機といふ方面から、政治犯人に対しても緩和された刑罰が科せらるべし」と為されるに至つた⁽⁹⁾のである。かくして一八七一年のドイツ刑法典における名誉拘禁——城塞禁錮(*Festungs-Haft*,⁽¹⁰⁾二〇条)——は、政治犯でない決闘(二〇条)や過失職權濫用(三四五条)にも用いられ、一方、政治犯においても、外国君主の弑逆(二〇条)以外は、城塞禁錮を単独には法定されず、重懲役または軽懲役との選択を原則とした。そして総則で、「重懲役と城塞禁錮が選択的に法定されている場合には、行為が破廉恥な情操に起因したものである」と認められたときにのみ重懲役を科すことができる⁽¹¹⁾」(二〇条)と規定した。

一九〇九年のドイツ刑法予備草案⁽¹⁰⁾は、城塞禁錮に代えて禁錮(Haftstrafe)を置いたが、實質には変りなく單に「軍政との連繋を断ち切る」意味で呼称を変えたのであった。但し、適用領域は大幅に拡大した。政治犯では、⁽¹²⁾

煽動(13)、群衆挑発(13)、一般の非破廉恥犯では、過失致死傷(二十九、三二条)、名譽毀損(九条)⁽¹³⁾、信書開被(七条)、祕密漏泄(二六)などに禁錮を加えた。のみならず、特に軽い情状が有る場合には刑種をも変更し得るとする規定(八三)によつて、禁錮——名譽拘禁——の一般化に先鞭をつけた。一九一三年の改正草案は、城塞禁錮を、禁錮ではなく、監置(Einschließung)⁽¹⁴⁾と改称する」とにしたが、適用領域については、九年案の態度を殆んどそのまま踏襲した。一九一九年の草案も同じである。

第一次大戦後の政治的混乱（社会・経済的混乱はさておき）は、政治的な動機による犯罪の急激な増大を來た（15）、これらの処遇が重大な問題となつた。こうした事態にあらわれたのが、ラートブルッフの所謂確信犯人論である。彼は、社会民主党政権下の司法大臣として刑法典の立案に従事し、監置を確信犯人に対する刑として規定する草案（ラートブルッフ草案・一九二二年⁽¹⁶⁾）を作成した。確信犯人とは、「行為者の決定的動機が、道義的、宗教的または政治的確信に基いて行為の義務があると信じたことから生じたとき」（七）に言われる。各則においては、通常の自由刑が規定され、右の要件がある場合に、それらの自由刑に代つて、監置が科されるのである。この思想は、刑法典よりも一足先に、一九二三年の「自由刑執行の原則」（十七）の中で実定化される。すなわち、右の如き確信犯人であることが判決に明示されているときには、「其の刑種に許され得る特典を無条件で与える」（五二）。一方、一九二五年の刑法草案は、ラートブルッフ草案七一条を、そのまま受け継いだ（七一）。そしてこの二五年案七一条をめぐつて、華々しい論戦が繰りひろげられた。

確信犯人に対する監置を科すべきだというラートブルッフの提案の一つの根拠は、確信犯人が、一つの心理学的な類型として通常の機会犯人や慣習犯人とは異り、それらが受動的であるに対し、確信犯人は能動的である」と、且つこれに対応して、刑事政策的にも、改善不能をメルクマールとするところの特殊な類型であるとい

うにあつた。⁽¹⁸⁾ ラートブルッフがリストの門下生として所謂近代派に属し、刑罰の個別化を賞揚する一人であつたことを思えば、彼の主張がこうした論拠に依つたことは少しも不思議でない。犯罪者を改善可能者と改善不能者に分けて、各異つた処遇をするという思想は、つとにリストが提案していたところであつた。⁽¹⁹⁾ 改善不能者は別扱いするという限りでは、ラートブルッフは、師の思想を粗述したに過ぎなかつたのである。しかし、リストは、改善不能者には、刑を加重すること——就中重懲役を用いること——を考えたに対し、ラートブルッフは、改善不能者たる確信犯人を、監置に附すべきこと、すなわち「名誉」拘禁を以つて特別に優遇すべきことを唱えたのであつた。⁽²⁰⁾ 「確信犯人の特別処置——名誉の侵害を伴わないとする——は動機の道義的評価を除外して、これを考えることは不可能である」。この「動機の道義的評価」は、一体どこから出て来るか。ラートブルッフは云う。「すべてわれわれは、いさきかも屈することなく牢獄を出て行く確信犯人に對し、むしろ尊敬の念を抱く」と。⁽²¹⁾ かくして改善不能という刑事政策的類型は、尊敬という道義的評価に結びつく。しかし、ラートブルッフのこの説明は、必ずしも納得的でない。第一に、右のような意味での尊敬が、果して名誉拘禁という制度の基礎たり得るほどに重大な道義的評価であるかは甚だ疑問であるし、第二に、牧野博士が喝破されたように、確信犯人は、慣習犯人と同様、「さし当り」⁽²²⁾ 教育不可能なだけであつて、「その實際の値いは、教育刑の關係においてはおなじである」⁽²³⁾ からである。

だが、確信という心理的特徴を名誉という道義的評価に結びつけ、かくして「確信」犯人に対する「名誉」拘禁というテーマを打ち出したこと自体は、ラートブルッフとしては、決して飛躍ではなかつた。彼は、人も知る相対主義者であつた。相対主義にあつては、対立する二つの思想は、同等の地位に置かれる。従つて、「異つた考え方を抱く者（Andersdenkender）⁽²⁴⁾」としての確信犯人に対しては、国家は道義的優越を主張し得ず、彼を「道義的

に同等の地位にある敵⁽²⁶⁾として遇さねばならない。だから、刑罰は、報償(Genugtuung)や保安や威嚇の要求を満たすことはできても、道義的優越を前提とするところの応報や改善の要求を満たすことはできない。⁽²⁷⁾応報は悪に対するものである。被処罰者が悪でなければ、処罰は応報たり得ない。改善とは、悪を善に導くことである。被処罰者の悪を善に導くのでなければ、改善とは云えない。⁽²⁸⁾被処罰者に対する関係において、処罰者の側に道義的優越が認められるのでなければ、処罰は、応報でも改善でも有り得なくなる。⁽²⁹⁾云わば、道義的に空っぽのものとなる。それが「名誉」拘禁たる監置なのである。

決定的なのは、従つて、相対主義である。⁽³¹⁾確信と確信とが衝突するとき、相対主義は、そのいづれかに道義的優越を認める、ことを拒否する。この拒否が名誉拘禁を要求する。

思想は、論理的であると同時に、しばしば歴史的である。ラートブルッフの相対主義は、ウンカーリ帝政を払いのけたワイメアードドイツのデモクラシー勢力を代弁するものであつた。デモクラシーが相対主義を必要としたのである。「国家の保有する理念は、時の多数派の理念にはかならない。だから、いつ多数派にならないでもない少数派の理念を尊重する義務がある」。⁽³²⁾デモクラシーは、先に述べたように、政治権力の相対性を根底的な意識とする。時の政権は、その対立者に対して絶対的な権威を主張し得ない。そのかぎり、ラートブルッフの確信犯人論における相対主義の論理が、完全に妥当する。しかしそれは、あくまで「政治権力の」相対性であつて、市民社会そのものの相対性ではない。市民社会は、絶対的権威を主張する。市民社会そのものの対立者には、相対主義を以つて接することをしない。相対主義の論理は、かくして、政治権力をめぐる抗争という枠の外部では妥当しない。だから、名誉拘禁は、「確信」犯人ではなくて、「政治」犯人に与えられる、というのが本来的なデモクラシーの要求であった。⁽³⁴⁾

ところが、ワイマール・デモクラシーにあつては、事情が若干異つていた。ソヴィエト・ロシアの成立は、政治権力の移動によつて市民社会そのものの崩壊が起り得るということを実証した。政府の敵は、もはや単に政府の敵であるに過ぎないものではなく、同時に社会——市民社会——の敵でもあるものとなつた。政治権力は、市民社会にとつては、もはや相対的ではあり得なくなつたのである。そこでもし政治権力の相対性を言うとすれば、現実の具体的な市民社会に対する関係においてではなく、架空の抽象的な社会一般に対する関係においてでなければならぬ。架空の抽象的な社会一般は、現実の具体的な市民社会が持つような様々の絶対的要求——盜む勿れ、殺す勿れ——を持たない。反抗者は、何をしても、絶対的な権威の主張と衝突する事がない。相対主義は、かくして、政治権力をめぐる抗争という枠を打ち破る。そして、「政治」犯人は「確信」犯人に転化する。ラートブルッフは、社会「民主」主義者であつた。彼は、政治権力の相対性を信奉しなければならなかつた。しかも彼は、「社会」民主主義者であつた。彼は、市民社会の敵を、必ずしも社会一般の敵だとは考へなかつたのである。架空の抽象的な社会一般に対する関係において政治権力の相対性を考えるかぎり、およそすべて、「立法者が採用した見解を信じない者に対しても、実定法は、單なる暴力に過ぎず、道義的な権威を意味しない」⁽³⁵⁾。だから、論理的には、あらゆる確信犯人が相対主義の恵みに浴することができるはずである。しかし、こうした無制約の相対主義が現実の立法の上で採用され得るなどということは、もちろん到底考へべくもない。歴史的現実は、常に何程か妥協的である。すでにラートブルッフ自身、いくつかの限定を考へていた。第一に、前記ラートブルッフ草案七一条の文言に見る如く、確信は、「道義的、宗教的または政治的」のものに限られた。第二に、ラートブルッフの確信概念は、純心理的であるよりも、多分に規範的であつた。草案覚書は言う。「通常の犯人に対しては、彼が不法であることを、しばしば彼自身の行為の論理によつて納得させることができる。窃盜犯人は、他人にお

いて侵害するところの所有権を、自己のために欲するのである。文書偽造の犯人は、彼が偽造によつて動搖させるその公共的信用を、該偽造文書のために要求する。いざれも、根本的には彼みずからが攻撃する法益の、保護する必要性と刑罰的保護とを肯定するのであるから、これらの刑罰的保護が自分に対しても歎くわけにはいかない。通常犯人は、自分自身に矛盾を持つ。罰する国家は、犯人自身の、より良い、より賢明な自我として彼に対するのである。ところが確信犯人は、自分自身に矛盾を持たない。彼は、國家権力に体現された、もう一つの一貫した確信に対立するのである⁽³⁶⁾。ここで用いられているのは、事実の論理ではなくて、規範の論理である。下手な確信は、確信でないとして無視することを可能にする論理である。第三に、ラートブルッフは、前記⁽³⁷⁾のように、投獄されれば変るという様な弱い確信を除いた。これは一つには改善不能という刑事政策的類型との一致を求めて行われた限定であるが、同時にまた、被処罰者の側における確信の動搖が、処罰者の側の道義的優越を左右することになるという極端な帰結を避けたものと解されるのである。第四に、ラートブルッフは、ある種の行為就中殺人については、確信犯人に關する特典を与えるまいとした⁽³⁸⁾。

第一の限定は、一九二六年のケルンにおけるドイツ法曹大会の決議において、一層押し進められる。すなわち、「利己的な動機からではなく、國家または社会の福利を増進するという確信で為された行為」に限定されることとなつた。第二の限定は、ヴォルフによつて抽出純化され⁽⁴⁰⁾、一九二七年草案の「尊敬に値する動機」(条⁽⁴¹⁾七二)に至る。第三の限定は、一回的な確信を切り捨てて行くことによつて、ヴォルフの所謂「超個人的な党派的または団体的精神」に結実する。第四の限定は、二七年案七二条の、「行為遂行の方法及び態様、または行為者の責任に帰すべき結果が著しく批難すべきとき」において一般化される。相対主義の妥当領域は、かくして、現実には、甚しい限定を蒙ることとなつたのであるが、それは、おそらく、ワイマール・デモクラシーの脆弱さと、それにつなが

る市民社会の危機とに一部関係するものであつた。相対主義は、単にその妥当領域を限定されただけでなく、根底的にも批難を浴びた。曰く、「道を踏み誤まつた者の頭から倒錯した思想を追い出す権利が、道義上の理由から国家に存しないとせられねばならぬというが如き」とは了解できぬ⁽⁴³⁾。また曰く、「客観的・歴史的現実に存立する国家は、単に考えられただけの『眞の』国家に対して優越を保持する」⁽⁴⁴⁾また曰く、「彼の本質の反社会的な悪傾向を漸次に脱落せしむる……」⁽⁴⁵⁾と。

一九三三年ナチスは、刑法典の二〇条を改正し、「行為がフォルクの福利に敵対するものでなく、且つ、行為者が、もつばら高潔な動機から行為したものであるとき」にのみ城塞禁錮を科すべきものとした。これは、それまでの二〇条に対しても、城塞禁錮が原則であつたのを重懲役が原則であるものとした点で、名誉拘禁の縮小であり、ラートブルッフに対しても、確信内容に対する規範的評価を一層強化した点で、相対主義の妥当領域の縮小であり、そして、ナチスに対する反抗に適用を排除しようとした点では、まさしくデモクラシーに対する真正面からの挑戦であつた。各則では、大逆や不敬から城塞禁錮がはずされる。また、同じ年、前記一九二三年行刑執行原則五二条が、やはり、廃止される。こうして、確信犯人論は、ワイマール・デモクラシーと共に生れ、ワイマール・デモクラシーと共に死んだのであつた。

- (1) 佐瀬・政治犯罪論・昭和11年、181頁。木村・諸問題、171頁。
- (2) Bouzat, *Traité théorique et pratique de droit pénal*, 1951, p. 331.
- (3) 木村・諸問題、171頁。
- (4) 171～173頁。
- (5) 長谷川・確信犯人の社会史・法学論叢二九巻一号、九九頁。
- (6) 木村・諸問題、183頁。
- (7) 同頁。

禁錮は廃止すべきか (所一彦)

- (8) 一七五頁。
- (9) 一九五頁。
- (10) Vorentwurf zu einem Deutschen Strafgesetzbuch.
- (11) Begründung, allg. Teil, S. 54.
- (12) 決罰（一七章）に輕懲役の選択が得られるふた点は、禁錮の縮小である。
- (13) わが國の禁錮に接近した。
- (14) この呼称は、以後次々の草案に使用され、一九三一年の刑法（一部改訂）、更定法に採用された。
- (15) 一九三五年の Begründung, Materialien zur Strafrechtsreform, 3. Band, S. 50.
- (16) Gustav Radbruchs Entwurf eines allgemeinen Deutschen Strafgesetzbuchs, 1952.
- (17) Grundsätze für den Vorzug von Freiheitsstrafen.
- (18) Mitteilungen der I.K.V., S. 94~95.
- (19) 前出九九頁。
- (20) 滝川・確信犯人と教育刑・法学論叢115卷四冊、110頁。
- (21) Mitteilungen, S. 95；滝川博士は、次のよつて表現を用ひられる。「ある疑問を正確する思惟力を持つ偉大な人物」（前掲、六頁）。
- (22) 教育刑と確信犯人・法律森林三三卷1冊、八五頁。
- (23) 教育刑と確信犯人（螺）・法律森林三三卷七冊、二六六頁。
- (24) Radbruch, zit. nach Nagler, Der Überzeugungsverbrecher, Gerichtssaal, Bd. 94, S. 52.
- (25) 同上。
- (26) 木村・諸問題、一一九頁の引用文による。
- (27) Mitteilungen, S. 95.
- (28) zit. nach Nagler, a.a.O.
- (29) 前述の改善不能（一〇九~一〇〇頁）より、問題の性質が違つてゐること注意。处罚のものと犯人の確信が変わつたところ、それが改善であるといふべきだ別の問題である。
- (30) 改善の内容を述べる點などして、殊安處分以上といつてもよい。
- (31) Nagler, a.a.O. S. 60 ff.; E. Schmidt, Gustav Radbruch zum Gedächtnis, ZStW. Bd. 63, S. 157.
- (32) Verhandlungen des deutschen Juristentags, Bd. 2, 1927, S.414.

- (33) 108頁。
- (34) 前記107～108頁参照。
- (35) Radbruch, Der Relativismus in der Rechtsphilosophie, in „Der Mensch im Recht“, 1957, S. 83.
- (36) Radbruchs Entwurf, S. 54.
- (37) ハウスホルツの所謂犯罪狂（木村・諸問題、111五～六頁参照）も、諮詢に除外するヒムーラードであります。
- (38) 110頁。
- (39) Verhandlungen, S. 353.
- (40) S. 419.
- (41) Wolf, Verbrechen aus Ueberzeugung, 1927, S. 21.
- (42) S. 24.
- (43) Nagler, a.a.O. S. 59.
- (44) Wolf, a.a.O., S. 49.
- (45) Mitteilungen, S. 49, Liepmann.

第1節 わが禁錮と政治犯

わが禁錮は、仮刑律（明治元年）に源を発する。仮刑律は、「官家及藩主士分以上」の者が、笞、徒または流に該る罪を犯して「十道ヲ失ヒ或ハ廉恥ヲ欠ニ係ル」場合に「奪刀奪録貶席禁錮（半年一年一年半二年三年或永遠）ヲ以て処」した。禁錮の内容については規定がない。今日の禁錮とは、身分による特別刑である点で異なるわけであるが、同様に、おしゃ「廉恥ヲ欠」の場合に科された点、今田とは一度正反対である。しかしも留意すべしであらう。「其余一応之犯事へ總テ通塞遠慮差控」であった。

仮刑律では、身分によつて刑の性質が違つただけでなく、右に掲げたといふからも知られるように、科刑の基

準も異つたのであるが、新律綱領（明治三年）は、笞刑に該る場合には、士族の閻刑として、謹慎、杖には閉門、徒には禁錮、流には辺成が対応するものとして、科刑基準の方は統一し、ただ刑種だけが別異されるものとした。これによつて、徒・禁錮の対立が完成し、今日の懲役・禁錮の対立の原型が生れたのである。内容的にも、徒が「業ヲ与ヘテ役使」するに対し、禁錮は、「一室内ニ鎖錮セシ」めるだけである。流と辺成とは、役の性質が異なる（辺成は戍役すなわち辺境守備）だけで、一定期間役に就く点では同じである。尙、徒の役は、「蓋シ労役苦使シ。以テ悪ヲ改メ。善ニ遷ラシム」るものであつた。

新律綱領では、官吏も原則として士族に倣うのであるが、徒に該る場合、「賊盜、枉法、賭博、部民ノ婦女ヲ姦スル等廉恥ヲ破ルコト甚シキ者」については、「仍ホ本刑ヲ加」えた。懲役を破廉恥犯に結びつける後年の思想は、ここにその萌芽を見出すわけである。

改定律例（明治六年）は、「笞杖徒流ノ刑名ヲ改メ一体ニ懲役ニ換ヘ」^(一)、同時に、士族につき、「謹慎閉門禁錮辺成自裁⁽²⁾ニ処スル律ヲ改メ一体ニ禁錮ニ処ス」⁽³⁾ものとして、懲役・禁錮の二大自由刑時代を築いた。同時に、士族でも、「姦盜等ノ罪ヲ犯シ廉恥ヲ破ルコト甚シキ者」は、懲役一年以上に該る場合は「仍ホ本刑ヲ加」えられることとなり⁽⁴⁾、破廉恥犯と懲役、ひいては非破廉恥犯と禁錮との結びつきが一層強化された。官吏についても、一方では、贖罪を許して身分差を強化しながら、「平民官ニ在ル者……破廉恥甚ニ係ル者ハ懲役百日以下ト雖モ実断」⁽⁵⁾した。改定律例までに、こうして、自由刑につき、身分による差別という点を除けば、今日の懲役・禁錮に甚だ近い体系ができていたことは、銘記しておかねばならない。

（所 一彦）

旧刑法（明治一三年）は、フランス刑法に倣つて重罪・軽罪・違警罪の所謂三分法を採り、そのため改定律例の懲役は、懲役と重禁錮に分断され、禁錮は、禁獄と輕禁錮に分断された^(七、八、二二、二十四条)。しかし、一方、禁獄は、国

事犯に対し^(六)、輕禁錮は、「國事犯または社會の秩序には反するが道德には反しない罪」⁽²⁾に対するものとされ、改定律例の禁錮における身分的な要素が払拭された。懲役の上には、フランスの強制労働に倣つて徒刑が置かれ、禁獄の上には、同じくフランスの流刑に倣つて流刑が置かれた。徒刑は、「島地ニ発遣シ定役ニ服」⁽³⁾^(一七)し、流刑は、「島地ノ獄ニ幽閉シ」、定役に服さない^(二〇)。他方、違警罪に對して、一日以上一〇以下の拘留が設けられ^(八条二)、今日の拘留の先駆を為した。こうして、徒刑・懲役・重禁錮の定役刑と、流刑・禁獄・輕禁錮・拘留の無定役刑が対立する。そして定役と破廉恥が、ほぼ完全に対応させられる。曰く、「國事犯ハ廉恥ヲ破ルモノニ非サレハ其犯人ヲ酷待スルノ必要ナク……」、更に輕罪につき、「破廉恥ニ非サル罪又ハ無意犯ニ付テハ輕禁錮又ハ罰金」⁽⁵⁾と。

明治二三年の改正刑法草案は、植民地を持たない我が国にとつては甚だしく非實際的であつた徒刑および流刑をひとまず除去し、更に明治三四年の改正⁽⁷⁾案は、「從来ノ刑法ノ輕罪ト重罪ヲ合セテ此度重罪ト致シ」、「從来ノ違警罪ヲハ輕罪トシ」⁽⁸⁾て所謂二分法を採り、これにより、懲役と禁錮、禁獄と輕禁錮の間の壁をとり払つて重罪の自由刑を懲役・禁錮の二種類とした^(一〇)。そして、これが現行の懲役禁錮の直接の原型となつたのである。

こうして現行の禁錮は、ほぼ旧刑法の「輕禁錮ト、ソレカラ重罪ニ參リマスルト流刑トカ、禁獄ト名ヲ附ケタ部類ノ刑ニ當ル」わけであるが、にも拘らず、現行刑法典は、禁錮の科刑基準について、一つの際立つた改革を施した。すなわち、並行刑の採用である。これはすでに二三年案に散見される^(一五二、一五三、)ところであるが、三年四案に至つてほぼ現行法に近い範囲まで拡充され、次のような説明を得ている。曰く、「アル罪ニ依ツテハ、トウモ罪質ト云フコトノミニ依ツテ区別カ立チ難イ、即チ罪ヲ犯シテ情状ニ依ツテ区別カアル……如何ナル方法ヲ以テ如何ナル意思ヲ以テ犯シテモ決シテソコニ区別カ無イ、斯フ云フ罪ニハ單に懲役トカ或ハ禁錮トカ云フ風ニ

定メマスケレトモ、同シ罪テアリナカラ犯シ方ニ依ツテハ……廉恥ヲ破ルト云フコトモアリ、或ハ廉恥ヲ破ルコトノ甚クナイト云フ情況モア」⁽¹⁰⁾ る、と。だから、もちろん並行刑の採用によつて、破廉恥犯は定役刑、非破廉恥犯は無定役刑という旧刑法の建前が変更されたわけではなかつたのであるが、しかし、この破廉恥という觀念自体が必ずしも明瞭なものでなかつたために、並行刑の採用は、懲役・禁錮の科刑基準を何程か混乱させることになつた。すなわち、仮刑律から改定律例までに見られた「廉恥」の觀念は、身分觀念と密接に関連したものであつたと考へられる。⁽¹¹⁾ 一方、国事犯の非破廉恥性は、国事犯の刑およびその原型たるフランスの *peine politique* を媒介として、密接に政治權力の相対性の意識と連つたのであり、だからこそ我が旧刑法は、わが国において特殊的に政治權力の相対性と矛盾した事象——天皇制——に対する攻撃、すなわち「皇室に対する罪」^(第一編) を国事犯とは考へず、これに無定役刑を与えることを拒んだのである。従つて、破廉恥という觀念は、云わば二つの不純物を含んでいたのであり、その限り必ずしも一義的に明瞭な觀念ではなかつたと推測されるわけであるが、現刑法は、しかも何等の標準を示すことなく懲役禁錮の選択を裁判官に委ねたのであつた。

懲役禁錮の科刑基準に関するこうした安易な態度は、しかもその中に、右述天皇制にまつわる過敏なまでの絶一彥

(所)

懲役禁錮の科刑基準に関するこうした安易な態度は、しかもその中に、右述天皇制にまつわる過敏なまでの絶一彥

對主義を宿しつつ(旧刑法の皇室に対する罪における徒刑・重禁錮は、現刑法に引き継がれて懲役となつた。戦後削除された第二編第一章)、その後頗る問題的な様相を呈して来る。

大正一〇年一一月、政府は、臨時法制審議会に刑法改正の諮問を発した。四年余りの後、審議会は、「懲役ニ該ル罪ニ付情状ニ因リ禁錮ヲ科シ禁錮ニ該ル罪ニ付情状ニ因リ懲役ヲ科スルコトヲ得ヘキ規定ヲ設ケルコト(綱領第三三)」を決議した。同文の原案に関する提出者の説明によれば、「是ハ犯人ノ為人ヲ第一ニ見マシテ、如何ニモ罪ハ懲役ニ該ルノテアリマスケレトモ、破廉恥ノ犯罪テモナク、又犯罪ノ動機ハ頗ル憐ムヘキモノカアル。況ヤ彼

ノ身体ハ如何ニモ弱ソウテアル、特ニ重イ懲役ヲ科セストモ禁錮テ宜イテハナイカト云フヤウナ場合ニ前段ノ適用カアル」。後段は、「懲役ノ前科ヲ幾ツモ有スル、度々懲役ニ処セラレナカラ改悛セサルモノカアル、斯ノ如キ者カ禁錮ニ該ル罪ヲ犯シタリトテ之ヲ禁錮刑ニ処シタレハトテ、何ノ効果モナイノテアリマス、行刑ノ實際上カラ見テ其必要ヲ感シタ」ことによる。「要スルニ人ヲ主題トシテ刑ノ選択ヲ適當ニ致シタイノテア」⁽¹²⁾つた。

昭和二年の刑法改正予備草案は、右綱領の前段を受けて、「道義上又ハ公益上特ニ宥恕スヘキ動機ニ基キ罪ヲ犯シタル者ニ対シテハ懲治（懲役の改称）ノミニ該ル罪ニ付禁錮ヲ科スルコトヲ得」⁽¹³⁾とし、後段を受けて、「同一又ハ類似ノ罪種ニ付二回以上禁錮ノ刑ニ処セラレタル者ニ対シ更ニ禁錮ノ言渡ヲ為スヘキ場合ニ於テハ禁錮ニ代ヘテ懲治ヲ科スルコトヲ得破廉恥ノ動機ニ因リ罪ヲ犯シタル者ニ対シ禁錮ノ言渡ヲ為スヘキ場合亦同シ」⁽¹⁴⁾と規定した。これらの規定は、勿論総則規定である点で大きな前進だつたわけであるが、しかし同時に、こうした総則規定が、各則における懲役・禁錮の選択規定のほかに設けられたのだといふことは、注意する必要がある。すなわち、これによつて、元来が不明瞭であつた懲役禁錮の科刑基準は、ますます混乱するのである。また、禁錮に該る罪の累犯を懲役にする規定は、明らかに絶対主義への傾斜であり、それはまた「宥恕」という用語法にもあらわれている。禁錮という制度に多少共伴されて來た政治権力の相対性の意識は、ここに至つて甚だしく色褪せたものとなつた。刑法改正仮案（総則・昭和五年）は、こうした予備草案の態度を、そのまま引き継いだ⁽¹⁵⁾。

懲役・禁錮の科刑基準の混乱と、絶対主義の進行とは、共産党対策において具体化した。すなわち、大正一二年勅令四〇三号「治安維持ノ為ニスル件」は、「出版通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス、暴行騒擾其ノ他生命、身体若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊乱スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑乱スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ為シタル者」に対して、懲役を選択することを許したのである。

先には、例えば、明治二六年の出版法は、「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、又ハ國憲ヲ紊乱セムトル文書図画ヲ出版シタルトキ」⁽¹⁵⁾（条）に輕禁錮を与えていたし、また、同三三年の治安警察法は、「祕密ノ結社ヲ組織シ又ハ祕密ノ結社ニ加入シタルモノ」⁽¹⁶⁾（条）に、やはり輕禁錮を与えていた。⁽¹⁵⁾ 現刑法になつてからも、新聞紙法（明治四年）は「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ政体ヲ変改シ又ハ朝憲ヲ紊乱セムトル事項ヲ新聞紙ニ掲載シタルトキ」⁽¹⁷⁾（条）に対し、禁錮を単独に法定していたのであつた。

勅令四〇三号は、大正一四年法律四六号によつて治安維持法に成長する。治安維持法は、「國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ」またはその他の行為をした者に、懲役と禁錮を選択的に法定した。だが等しく右のような目的を以つて行動した者を、どうして破廉恥と非破廉恥とに振り分けることができたであろうか。「國体ヲ變革シ又ハ私有財産制度ヲ否認スル」思想を絶対的に否定して懲役にするか、それともこれに何程かの敬意を払つて禁錮にするか、裁判官としては、おそらくそのいずれかでしかなかつたに違いない。そこでは、懲役の導入は、とりも直さず禁錮の追放であつた。治安維持法下に検挙された或る共産党事件で、名古屋控訴院は、「治安維持法カ懲役刑ト禁錮刑トヲ併セ認メタル所以ノモノハ……社会人類ノ幸福ヲ念願トシテ為サレタル犯罪ニ対シテハ則チ之ヲ遇スルニ禁錮刑ヲ以テスヘキ趣旨ヲ規定シタルモノ」とし、「該文詞（パンフレットの）ノ全趣旨ヲ檢スレハ其ノ云ハントスル所ハ生産機關ヲ無產階級ノ手ニ取メントスル共産主義ノ樹立ニ在リ君主制度ノ撤廃ヲ論スルハ之ト元來相容レサル共産主義ヲ主張スルノ自然ノ帰結ニ外ナラサルヲ以テ此ノ点アルノ故ヲ以テ懲役刑ヲ科スルハ法ノ趣旨ニ非ス」として健氣にも禁錮を選択したが、大審院は、これを、一言の挨拶もなく懲役に変えた。⁽¹⁸⁾

治安維持法は、昭和三年、勅令一二九号によつて改正され、國体と私有財産制度を分離して前者に対する攻撃

に死刑を法定する。そして昭和一六年の同法改正は、遂に国体に対する攻撃から禁錮を抹殺するのである。私有財産制度の方に禁錮が残されたことは、まだしも慰めであつたろう。しかし、それは、確かに、慰めでしかなかつた。なぜなら、「日本共産党は、私有財産制度と君主制度とが完全に一致することを認め、従つて社会主義実現の不可欠なる同時的若くは前提的条件として天皇制の廢止を唱えるのである」⁽¹⁷⁾ へたからである。治安維持法における禁錮の法定は、かくして、「立法技術上の詐術」⁽¹⁸⁾ でしかなかつたのである。

確信犯人論が木村博士によつて大きく取り上げられたのは、實にこうした絶対主義化の真只中における昭和四年であつた。博士は、「確信犯人は常に社会の水準を突破するところの犯人である」として彼等に深い同情を寄せられながらも、結局は、「確信犯人をして社会的水準が彼の高さにまで昇り来るのを待つことを教へ以て彼を社会化する」⁽¹⁹⁾ として、ラートブルッフの相対主義を拒否されたのであつた。昭和六年には、牧野博士と滝川博士の間に確信犯人をめぐる論争が展開され、滝川博士はラートブルッフに深く共鳴されたが、牧野博士は、「國家が眞に正しき態度をもつて確信犯人に臨むには、確信犯人はこれを理解し得べきはず」⁽²⁰⁾ だとして、絶対主義的な立場を示されたのであつた。

昭和一五年に成案を見た仮案の名則は、内乱についても懲役を許した。

(1) 自裁が終身禁錮に換えられたことによりて、十族は死刑を免れることになつた点、政治犯に対する死刑禁止の問題に類比されて興味深い。

- (2) Boissonade, *Projet Révisé de Code Pénal pour l'Empire du Japon*, 48°.
- (3) 強制労働 (travaux forcés) は、一八五四年以来植民地で執行されていた。
- (4) 改定律例の懲役は、下限が一〇日たつたから、これは新設と見なことがやや。
- (5) 鶴山貞義・刑法正義上巻・明治法律学校講法集、一一四頁。

(6) 宮城浩蔵・刑法正義上巻・四版・明治二七年、二五一~二頁。尙、新律綱領の徒・辺成が、改定律例で廃止されたのであつたことを想起せよ。

(7) 原案は、「明治二八年ニ脱稿シマシテ裁判所ノ意見ヲ求メ」ている(刑法沿革総覽・大正一二年、二四一頁)。前掲(八二頁)、小河博士の批判対象となつた明治二八年案というのは、おそらくこの原案のことであろう。

(8) 沿革総覽、三八三頁。

(9) 一四七〇頁。

(10) 三九三頁。

(11) 「廉恥ヲ破ルコト甚シキ」場合には、身分による特典を与えないというのは、そのためである。尙、現行刑法典一六〇条の医師の虚偽私文書作成が懲役を許さないのは、身分意識が姿を変えて残つたものと見られる。

(12) 臨時法制審議会総会議事速記録、七四頁。

(13) 独二五年案などは、各則は、重・輕懲役だけである。

(14) 混乱を如実に象徴するのは、次の結果である。綱領一六の「罰金ニ該ル罪ニ付情状ニ因リ自由刑を科シ又ハ自由刑ヲ併科スルコトヲ得ヘキ規定ヲ設クルコト」を受けた予備草案五二条は、この場合の自由刑として、「懲役又ハ禁錮」を考えたが、仮案六三条は、禁錮一種に限定する。

(15) 所謂第一次共産党事件(大正一二年六月五日検挙)は、治安警察法で処断されたため、輕禁錮で済んだ。

(16) 大判・昭和五年二月二一日・刑集九卷七九頁。

(17) 風早・政治犯罪の諸問題・昭和二三年、六二頁。

(18) 六三頁。

(19) 諸問題、二六〇頁。

(20) 牧野・教育刑と確信犯人・法学志林三三巻一号七九頁以下。滝川・確信犯人と教育刑・法学論叢二五巻四号一頁以下。牧野・教育刑と確信犯人・法学志林三三巻七号六五頁以下。

(21) 法学論叢三三巻七号、七六頁。牧野博士の絶対主義は、次の発言にも窺うことができる。「國事犯ノ如キハ從来上品ノ犯罪ト称セラレ來リタルモ自分ハ左様ニモ考ヘラレス結局ハ惡ヒコトヲセハ監獄ニ入レラレルモノトノ見方ヲ以テスル方可ナラスヤ」(刑法改正起草委員会議事日誌、第六八回)。

第三節 現代の名譽拘禁

戦後、ドイツ刑法典二〇条は、大戦前の状態にひとまず戻された。⁽¹⁾しかし、大逆などの重大な政治犯には、依

然として監置（城塞禁錮の改称）を法定しない。そのため監置の適用領域は極めて狭いものとなつてゐる（一〇五条の議決強要、一〇六条の議事妨害、二〇一条以下の決闘、三四五条二項の過失職權濫用、出版法二一条の煽動のみ）。

一九五六年の草案では、名誉拘禁を一切認めないことになつた。その理由は、一つには、現行の監置が「僅かな適用領域を有するのみで、述べるに値する実用的意味を持たない」からであるが、根本的には、「もし立法者が刑の種類を通して名譽ある行動を承認しようと欲したならば、彼は、これによつて、たとい社会一般の道義的確信が刑罰法規を通して各人から承認されることを要求するとしても、その道義的確信よりも行為者の個人的見解に優位を認めることになつてしまふだらう」⁽²⁾からである。ドレーヤーの報告によれば、「法規による社会倫理的な批難は、行為者の個人倫理的な確信に譲歩すべきではない」⁽³⁾からである。相対主義は、完全に敗北した。処罰者は、被处罚者に対して常に道義的優越を確保する。

こうした解決を一概に前記ドイツおよびわが国戦前における絶対主義の延長線上にあるものと見ることは、必ずしも正しくないであろう。なぜなら、前者の後者に対する際立つた特徴として、すべての場合に相対主義が否定されるという点を見逃すことができないからである。⁽⁴⁾後者は、ナチズムや天皇制の絶対視であつた。これに対し、前者は、法規（Gesetz）の絶対視である。法規の絶対視は、法規がデモクラシーに則つたものである限りにおいて、デモクラシーの否定ではなく、むしろデモクラシーの絶対視ですらある。デモクラシーが絶対視される限り、デモクラティックに制定された、デモクラティックに改廃され得る法律の侵犯に対し、相対主義をもつて接する理由はないからである。そして實に、はじめて「二〇世紀の後半において、世界を支配する指導原理としてデモクラシーが嫡流であることになんらの誇張もないのである」⁽⁵⁾。そして、「野蛮な軍国主義とファシズムとの弾圧という試練に勝利をしめた第二次大戦後の世界は、今後の政治が、デモクラシーとの二者択一に対決せら

れるのではなく、むしろデモクラシーを肯定したうえでの二者択一であることを承認した⁽⁶⁾のであつた。政治は、デモクラシーに従属し、市民社会からは独立した。今日の政治的局面における絶対的な要求は、市民社会からではなくて、むしろデモクラシーから発せられるのである。

しかし、実定法規がデモクラシーに則つているということは、一体何によつて保障されるのか。議会が法律を制定改廃し、憲法裁判所が法律の合憲性を審査すれば、それでデモクラシーは完全だというのが西ドイツ一九五六年刑法草案の論理である。或は西ドイツには、こうした論理を妥当させるに足るだけの政治的な条件が備わつてゐるのかも知れない。しかし、少くともわが国では、この種の論理は妥当しない。

法規にデモクラシーの保障がないかぎり、法規の絶対視は、実質的には、デモクラシーの絶対視ではなく、むしろ單なる政治権力の絶対視である。その限りそれは、むしろデモクラシーとは反対のものである。デモクラシーのもとでは、法規の側にデモクラシーが保障されない場合には、法規は相対視されなければならない。そこでは、ラートブルッフの確信犯人論における相対主義の論理が、依然として妥当する。かくして、デモクラシーの保障を持たない法規に対するところの抵抗が、今日における名譽拘禁の対象となる。「確信」犯人は、云うなれば「抵抗」犯人に転化する。

では法規がデモクラシーに則つているという保障を持たない場合とは、具体的にはどの様な場合であろうか。

遺憾ながら、本稿はそれに対する回答を持つていない。それは、今日わが国の置かれているところの政治的な諸条件に対するあまりにも深い洞察を必要とするのである。ただ、極く抽象的に次のことが言える。政治権力がファシズムに傾けば、勿論それだけ法規のデモクラシーは疑わしくなるわけであるが、同時に、それだけ権力はみずからの絶対性を主張するようになる。反対に、政治権力がデモクラティックであればあるほど、法規のデモク

ラシーを疑う必要は小くなるわけであるが、他方、権力みずからがこうした疑いを持つだけの余裕に恵まれる。

だから、むしろ「スイスやスエーデンのような幸福な国々が、立法的・司法的にラートブルッフ草案の要求を大幅に満たし得る」⁽⁷⁾のである。デモクラシーが最も典型的に機能していふと云われるイギリスでも、ある範囲で、名譽拘禁⁽⁸⁾が存在する。すなわちイギリス一九四八年の刑事裁判法は、煽動（sedition）、煽動的誹謗（seditious libel）、煽動共謀（seditious conspiracy）の三罪について、禁錮囚を特別待遇すべく定めるとする（五二条）。三罪共通に、煽動の意図（seditious intention）を必要とするのであるが、煽動の意図とは、スティーヴンによれば、「王、王の後継者若しくは子孫、または確立された法による王国の政府及び基本組織、または上下両院または司法部の地位を占める者に対し、憎悪若しくは侮蔑を抱かせ、または不信を醸成する意図」⁽⁹⁾である。犯人は、ほぼ未決囚と同じ扱いを受け、労働を強制されない⁽¹⁰⁾。

デモクラシーが未だひ弱な状態にある我が国で、ハサードイギリスの制度をどれだけ真似し得るかは、勿論なお問題があるものとして将来に残されなければならない。しかし、デモクラシーが典型的に機能していふといふて、政治権力に抗して為される言論のうちのあるものが名譽拘禁によって罰されるところのことは、デモクラシーと名譽拘禁の関係について、甚だ示唆するところが大きい。すなわち、「民主政治のもとではその本質と直結する政治的意見を表現する自由は、高度に保障されるべき優位を憲法の保障の体系のうちで占める」⁽¹¹⁾のである、その制限だけは、どのような理由をもつてしても、或は「デモクラティックでないかも知れないとどう疑うを免れる」ことができないとする充分の理由を持つ。そりでは、相対主義、従つてまた名譽拘禁が妥当するのである。

イギリスの名譽拘禁が示唆的であるのは、もう一つ、その要件の客觀性である。裁判官に大幅の裁量権を与え

ようとする現代の刑事司法の流れに棹をすゝとは、一般には、余程慎重を要する」ことであろう。しかし、一般的の事柄に関しては全面的に信頼を寄せ得る裁判官が、ひとたび政治的な事柄になると、必ずしも信頼できなくなる「じゅうじ」とは、充分あり得ることである。前記(12)わが大審院の不明朗な態度を記憶するものじゅうじとは、「右翼は『愛国的』だから禁錮、左翼は『売国的』だから懲役」というよくなうことになるおそれもある」という懸念は、まいにちあることである。名誉拘禁の要件は、できるだけ客観的でなければならない。この要求は、今日、原理的に可能なものとなつた。処罰の正しさが相対視されなければならないかどうかは、法規にデモクラシーが保障されているか否かによつて定まるのであり、従つて、本質上、法規の側の問題だからである。

本稿で為し得るもう一つの要求は、これまた甚だ抽象的であるが、一定の残虐行為は、相対主義の視野外に置かれなければならないといふものである。ニューヨークベルグの国際軍事裁判における「人道に対する罪」や、国連の所謂ジエノサイド条約における所謂集団殺害は、一定の残虐行為は普遍的な可罰性を有するものだ、という思想を実証した。第二次大戦後の世界においては、「ファシズムの仮借なき人間無視にたいして、人間性（ヒューマニズム）があらためて個人の尊厳の回復を要求」(14)しているのである。デモクラシーがファシズムと対立するものである限りにおいて、デモクラシーの絶対的要求は、ファシズムの人間無視に対して、決して相対的な態度をとることがないであろう。

(1) 一九五三年の一部改正。

(2) 理由書・訳、11110~1頁。

(3) Dreher, Die erste Arbeitstagung der Grossen Strafrechtskommission, ZStW. Bd. 66, S. 580.

(4) わが戦時刑事特別法（昭和十七年法律第六四号）は、「戦時リテルン國政ヲ凌駕スルコトナリテ人ヲ殺シタル者」に「死刑又ハ無期ノ懲役若ハ禁錮」を法定した（七条）。

- (5) 辻清明・民主主義・政治学事典・平凡社・昭和二十九年、111011頁。
- (6) 111011頁。
- (7) E. Schmidt, a.a.O., S. 163.
- (8) Kenny, Outlines of Criminal Law, 17th ed., p. 1958.
- (9) Fox, ibid., p. 376.
- (10) 一九四九年監獄規則1116条。
- (11) 伊藤正巳・「公安条例合憲判決」批判・マリベト1108号、四
1111頁。
- (12) 1111頁。
- (13) 法律時報臨時増刊、四四五頁、吉川助教授発言。
- (14) 辻・前掲、11104頁。

結 語

禁錮は存置すべきである。ただし、その科刑基準は、再考されねばならない。それは、デモクラシーを絶対視する立場において、処罰の正当性を相対視しなければならない場合に用いらるべきである。それが具体的にどのような場合であるかは、政治的条件に対する深い洞察を待つて定められなければならないが、一定の殘虐行為は、いずれにせよ除かれねばならない。要件は、客観的でなければならぬ。そのほかの非破廉恥犯には、右と同様の意味では、名誉拘禁を与える理由がない。それは、一九五一年の国際刑法および刑務委員会決議に所謂「刑罰個別化の要求に即応する新しい区別」の中へ、或は発展的解消を遂げるべきものではないかと思われる。ただ、その場合、そうした区別に道義的評価が結びつくならば、その区別は、裁判で行われなければならない。その場合には、何程か修正された形で、禁錮が役立つであろう。

本稿は、東京大学田藤・平野両教授の御指導によつた。立教法学会の諸先輩にも、多大の御配慮を頂いている。